

# 教育委員会総務課からのお知らせ

## 高校生等の通学費を助成します

4月から、米空母艦隊機部隊配備特別交付金による基金を財源として、町内から高等学校等に通う高校生等の保護者を対象に、通学定期券購入費の一部を給付する周防大島町高等学校等通学支援給付金事業が始まります。

### 給付条件

- 次の全てに該当していること
- 申請者が、高等学校等（周防大島高等学校を除く）に通学する生徒を扶養する父母、又は現に扶養している者であること
- 生徒と申請者いずれも周防大島町内に住民票があること
- 生徒の属する世帯に町税の滞納がないこと
- この給付金以外の法令等による通学費の支給（生活保護等）を受けていないこと

### 給付額

年間定期券購入費の3割（上限5万円）

### 申請方法

オンラインによる電子申請または役場窓口で申請してください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



※申請には定期券等の写しが必要なため、購入後にコピーまたは撮影して保管してください。

### 申請時期

10月と3月の年2回

### 周防大島町奨学生を募集します

周防大島町奨学資金貸付規則により、次のとおり奨学生を募集します。

### 対象

高校生（向学心に富み、経済的な理由により就学することが困難な人）

募集人員 若干名

貸与額 月額2万円

### 申し込み方法

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



### 返還方法

卒業後一カ年を経過した翌月から、貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦または半年賦で返還していただきます。

### 申込期限

5月15日（必着）

### 申し込み・問い合わせ

教育委員会総務課

☎ 0820 (78) 0700

## 令和8年度から 督促手数料を廃止します

令和8年度以降に発生する町税および税外諸収入金の督促手数料（100円）を廃止します。

ただし、督促状は4月1日以降も引き続き送付します。なお、令和7年度以前に発生した督促手数料については、従前どおり納付が必要です。

### ■督促手数料を廃止する町税等

町県民税	法人町民税
固定資産税	軽自動車税
国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
介護保険料	下水道使用料
公共下水道受益者分担金	農業集落排水受益者分担金
漁業集落排水受益者分担金	

納期限を過ぎて納付した場合、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金が加算されますので、ご注意ください。

### 問い合わせ

税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1031

## 令和8年度から 「子ども・子育て支援金制度」が 始まります

令和8年4月から、子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

### ◆「子ども・子育て支援金制度」とは

全世代・全経済主体が支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てることで、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

### ◆徴収方法

後期高齢者医療保険料および国民健康保険税のこれまでの項目に「子ども・子育て支援納付金分」を加え、賦課・徴収をさせていただきます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



### 問い合わせ

[後期高齢者医療保険料について](#)

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502

[国民健康保険税について](#)

税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008